

【資料1】

日本科学未来館 飲食提供事業者公募

公募要領

令和7年4月

国立研究開発法人科学技術振興機構

日本科学未来館

## 日本科学未来館 飲食提供事業者 公募要領

### 1. 公募事業の名称

「日本科学未来館 飲食提供事業者公募」

### 2. 公募の概要

日本科学未来館（以下、未来館）では、一人ひとりが「自分のこと」として未来を考えられるよう、先端科学技術がもたらす人の未来に焦点をあてた展示やイベントなどの活動を展開している。館内での飲食提供事業者による店舗運営においても、これらの活動と連動し、食体験を通じ、食をめぐる課題に対する学びや気づきを得て、自らの生活を新たな視点で見つめ直すことができるような、ミュージアム体験のひとつとして機能することを目指している。本件は、こうした目的に適う飲食サービスを提供できる運営事業者を、広く募集するものである。

また、未来館では、令和8年10月から約6カ月間の臨時休館期間を設け、建物の耐震・老朽化対策等の改修工事を集中的に実施する。その際に飲食提供区画についても、未来館による大幅な改修工事を予定しており、運営事業者の企画提案、意見、要望等を調整したうえで、設計および施工を行う予定である。

本公募は改修期間中を含む開業準備と改修工事後の店舗運営を行う事業者を募るものである。

### 3. 公募の内容

#### (1) 事業の内容等

本公募は、採択後から店舗開業までの準備に関する内容と、令和9年4月以降の店舗運営に関する内容を含むものである。

開業準備期間においては、未来館が行う7階展望ラウンジ区画および1階別棟区画の厨房および内装改修への協力や、メニュー開発、出店計画の策定を行う。令和9年4月以降は当該区画の貸付について定期賃貸借契約を締結し、採択事業者が店舗を運営する。店舗の売上は事業者に帰属し、運営に要する一切の経費は事業者の負担とする。

※詳細は【資料2】「日本科学未来館 飲食提供事業者の店舗運営に関する仕様書」を参照のこと。

#### (2) 期間

開業準備期間に係る契約

採択後～令和9年3月31日

定期賃貸借契約

令和9年4月1日～令和14年1月31日（予定）

#### 4. 使用料

定期賃貸借契約の締結期間において、事業者は、未来館に対して各店舗における調理場、カウンター、レジ等の運営に係る貸出面積に応じて、施設使用料(以下「使用料」という。)を支払うものとする。客席スペースは、未来館の共有場所となるため使用料は発生しない。施設使用料は月額1㎡あたり税別322円(予定)(毎年度、前年度の固定資産税および都市計画税により変動する。)となる。このほか、売上歩合使用料(売上に対し一定の割合を乗じた額)を支払うものとし、その料率については、3%を目安に事業者より提案された料率をもとに未来館との協議により決定する。また、水光熱費等の実費は事業者負担とする。

※詳細は【資料2】「日本科学未来館 飲食提供事業者の店舗運営に関する仕様書」を参照のこと。

#### 5. 公募スケジュール

##### 【公募スケジュール】

日時	内容
令和7年4月28日(月)	公示
5月12日(月)15:00	説明会申込締切日
5月14日(水)16:00~	公募説明会
5月21日(水)17:00	質問票提出期限
5月28日(水)	質問票に対する回答
6月18日(水)15:00	参加希望届の提出期限
7月9日(水)15:00	提案書等の提出期限
7月16日(水)※予定	第1次審査(書類審査)結果通知
7月23日(水)	第2次審査(プレゼン)※時間は後日通知
7月30日(水)※予定	結果通知
採択後速やかに	開業準備期間に係る契約書締結
令和7年11月	未来館による改修工事計画の決定

令和 8 年 1 月	新店舗出店計画書の合意
9 月	未来館による改修工事開始 (7階展望ラウンジ区画)
10 月	未来館による改修工事開始 (1階別棟区画)
令和 9 年 3 月	定期賃貸借契約締結
4 月中旬	新店舗 (2 店舗) 営業開始

## 6. 担当窓口

日本科学未来館 プラットフォーム運営室 公募事務局  
〒135-0064 東京都江東区青海 2-3-6  
電話 03-3570-9253  
E-mail tenant2@jst.go.jp

## 7. 公募手続等に関する事項

### (1) 使用する言語、通貨及び単位

- ① 言語：日本語
- ② 通貨：日本国通貨
- ③ 単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

### (2) 参加資格

本事業に関する公募参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ①法人格を有する団体であること
- ②本公募の基本的な考え方を十分に理解し、飲食店等の運営・管理に意欲のある者であること。
- ③飲食店等の運営経験を3年以上有する法人であって、食堂の運営に関し、必要な資格・免許等を有し、十分な事業遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること。なお、ミュージアム施設内での飲食提供の実績があれば望ましい。
- ④過去3年間に食品衛生法にかかる行政処分を受けていないこと。
- ⑤安定的な経営基盤を有している者であること。
- ⑥国税及び地方税等を滞納していない者であること。
- ⑦予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑧会社更生法に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。  
(更正手続き開始の決定を受けた後に一般競争参加資格の再認定を受けている者を

除く。)

⑨国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、機構）から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑩「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）に規定するところの暴力団、準構成員、又はその関係者でないこと。

### （3）公募説明会の開催

① 開催日時：令和7年5月14日（水）16時00分～

② 開催場所：東京都江東区青海2-3-6 日本科学未来館  
7階 カンファレンスルーム天王星

※概要説明の後、7階展望ラウンジ区画、1階別棟区画、他、館内飲食可能スペースの視察あり。

③ 持参書類：説明会当日に、下記【資料1～5】を印刷し持参すること。

【資料1】日本科学未来館 飲食提供事業者公募 公募要領 ※本書

【資料2】日本科学未来館 飲食提供事業者の店舗運営に関する仕様書  
(別紙資料あり)

【資料3】日本科学未来館 飲食提供事業者公募 提案書等作成要領

【資料4】日本科学未来館 飲食提供事業者公募 審査基準

【資料5】日本科学未来館飲食提供区画 図面類

※資料1～4は未来館ホームページの「飲食提供事業者公募のお知らせ」に掲載。

※資料2別紙および資料5についてはホームページに掲載せず、説明会参加申込者にデータを事前送付する。

④ 説明会参加申込：参加希望の事業者は、令和7年5月12日（月）15時00分までに参加社名及び参加人数をE-mailにより6.の担当窓口（[tenant2@jst.go.jp](mailto:tenant2@jst.go.jp)）へ連絡すること。

⑤ 本公募に応募する者は、説明会への参加を必須とする。

### （4）公募要領等に関する質問の受付

公募要領等に関する質問は、様式集の【様式1】「質問票」により、下記のとおり受付する。

① 受付期間：令和7年5月15日（木）～5月21日（水）17時00分まで

② 提出先：「6.担当窓口」と同一

③ 提出方法：メールにて提出

件名は「日本科学未来館 飲食提供事業者公募に関する質問」とすること。

④ 回答方法：質問に対する回答は、令和7年5月28日（水）までに質問者および説明会参加希望届の連絡先宛に返信する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわると推測される場合は、質問者に対しての

み回答する。

- ⑤ その他：受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、電話や質問票以外の方法による問い合わせにも一切応じないため、留意すること。

#### (5) 参加希望届の提出

公募に参加を希望する事業者は、下記の参加希望届を提出期限までに提出すること。参加希望届の提出がない事業者は、本公募への参加不可とする。

- ① 必要書類  
様式集の【様式2】「参加希望届」
- ② 提出方法： メールにて提出  
※件名は「日本科学未来館 飲食提供事業者公募参加希望届」とすること。
- ③ 提出期限：令和7年6月18日（水）15時00分まで

#### (6) 提案書等の提出

- ① 提案書等の提出  
公募参加者は、次により提案書等を提出すること。  
なお、提案は1社1提案に限る。
  - ア 提出期限：令和7年7月9日（水）15時00分【提出期限内必着】
  - イ 提出方法：持参、郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る)  
または宅急便（メール便不可）および電子データを pdf ファイル形式で、機構の指定する方法にて提出すること。
  - ウ 提出書類：【資料3】「日本科学未来館 飲食提供事業者の公募に係る提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）による書類。
  - エ その他：提出された書類は、期限内の再提出の場合を除き返却しない。
- ② 提案書の再提出は、上記アの提出期限内に限り認める。  
なお、提案書の部分的な差換えは認めない。
- ③ 提案を取り下げの場合は【様式3】「参加辞退届」を提出すること。また、提案書提出以降に参加資格の条件を満たさなくなった場合も【様式3】「参加辞退届」を提出すること。なお、「参加辞退届」の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- ④ 提出期限までに提案書を提出しない場合、辞退したものとみなす。

#### (7) 公正な公募機会の確保

次のいずれかに違反する企画提案は、無効とする。

- ① 公募参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 公募参加者は、競争を制限する目的で他の公募参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ③ 公募参加者は、他の公募参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ④ 公募参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該公募参加者を公募に参加させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- ⑤ その他、公募に関する条件に違反した提案

## 8. 事業実施予定者の選定方法等に関する事項

### (1) 事業実施予定者の選定方法

- ① 審査は参加資格の確認を行った上で、提案書の書類審査による第1次審査、プレゼンテーションによる第2次審査を行うものとし、【資料4】「日本科学未来館 飲食提供事業者の審査基準」に基づき審査を行い、契約の相手方（以下「採択事業者」という。）を選定する。7. 公募手続等に関する事項（2）参加資格に記載の要件を満たさない事業者の提案は、審査の対象とはならない。
- ② 審査は、「日本科学未来館 飲食提供事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。
- ③ 提案書の提出後、機構から応募者に説明を求めることがある。また、機構の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ④ 以下に該当する提案は参加資格の要件を満たしていても無効とする。
  - ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - ・ 本提案書作成要領に規定する事項に適合しないもの。
  - ・ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ・ 虚偽の内容及び実現性不可能な誇大表現が記載されているもの。

### (2) 第1次審査（書類審査）

- ① 提出された書類及び提案書の書類審査を実施し、2次審査の対象者を選定する。（参加資格や書類の不備、提案書の内容によっては、2次審査に進めない場合がある。）
- ② 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。
 

確認期間：提案書提出日～7月16日（水）まで。

方 法：提案書に記載された連絡先に電子メールで通知する。
- ③ 第1次審査の結果は、次のとおり公募参加者ごとに個別に通知する。
 

通知日：令和7年7月16日（水）※予定

方 法：提案書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

### (3) 第2次審査

第1次審査において選定された事業者を対象に、プレゼンテーションによる審査を実施する。

#### ① プレゼンテーション

日時及び場所：令和7年7月23日（水） 日本科学未来館

※日時及び場所の詳細は、公募参加者ごとに個別に通知する。

所要：1提案者当たりの所要時間は30分以内とし、内訳は次のとおりとする。

◇ プレゼンテーション：10分程度

◇ 質疑応答：20分程度

出席者：審査会場の入室は5名までとし、当該事業を実施する際の統括責任予定者を含めること。

その他：プレゼンテーションについては、提出した提案書の内容から、特に「4. メニューについて」および「提案課題（空間改修計画、体験手法および演出プラン等）」を中心に説明を行うものとする。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。提案者の希望があれば、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは未来館で用意するが、パソコン、その他ケーブルコネクタ等については提案者で用意すること。

なお、正当な理由なく参加しなかった場合、提案は辞退として扱う。

### (4) 審査結果について

- ① 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者を採択事業者として選定し、社名を公表する。（その他審査内容についての開示は行わない）
- ② 選定結果は次のとおり公募参加者ごとに個別に通知する。この場合、審査の過程や内容等については、公表しない。
  - ア 通知日：令和7年7月30日（水）※予定
  - イ 方法：提案書に記載された連絡先電子メール、または書面にて通知

### (5) 契約

- ① 開業準備期間に係る契約の締結  
機構と採択事業者との間で、提案書（採択時の合意事項を全て含む）の実現に向け確実な履行を双方が約すための契約書を速やかに締結する。万一、事業実施予定者の辞退等があった場合は、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ② 定期賃貸借契約の締結  
①の契約にて合意した事項をふまえ、機構と採択事業者との間で、「日本科学未来館 定期建物賃貸借契約書」を締結するものとする。
- ③ 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがある。また、この場合で未来館又は第三者に損害を与えたときは、全て採択事業者の責任でその損害を賠償することとする。

- ・採択事業者が本公募に係る資料および採択後の出店計画書において、店舗運営に関する仕様書の内容を満たさない場合、あるいは記載の義務を違反した場合
- ・事業の継続が適切でない、指定の期日に店舗を開業できないと機構が判断した場合

#### (6) 事業実施予定者の決定の取消

事業実施予定者が次の事項に該当するときは、採択事業者の決定を取消し、契約を締結しないことがある。また、この場合で未来館又は第三者に損害を与えたときは、採択事業者に損害を請求する場合もある。

- ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にできないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、採択事業者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ 採択事業者が、参加資格を満たさなくなったとき。
- ④ 事業の継続が適切でない、指定の期日に店舗を開業できないと機構が判断したとき。

#### 9. その他の注意事項等

- (1) 本提案に要する一切の費用（企画書の作成、各種積算、現場調査、等）は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等に記載された個人情報、採択事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) この公募に関し、未来館から受領又は閲覧した資料等は、未来館の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、公募参加者が負うものとする。
- (5) 選定後、採択事業者の提案書等については、他の提案書を含め公表しない。
- (6) 本公募における提案のうち、改修工事を想定した提案課題については、基本構想の創造性を問うものであり、内容がそのまま採用されるものではない。また、現時点では、改修工事は予算の状況によって規模が流動的である。

以 上

【様式1】

【提出期限】 令和7年5月21日（水）17時まで

【提出先】 [tenant2@jst.go.jp](mailto:tenant2@jst.go.jp)

<b>質問票</b>		令和	年	月	日
会社名		所 属			
代表者名		担 当 者			
住所（連絡先）		Tel		内線：	
		e-mail			
件 名	「日本科学未来館 飲食提供事業者公募に関する質問」				
質問対象	公募要領 ・ 仕様書 ・ 提案書作成要領・その他 (該当に○印)				
項 目					
(質問の概要)  質問については、できるだけ一件の質問を5～6行にまとめる。					
*機構記入欄	受付日：	月	日	受付者：	受付番号：

\* 欄は記入しないこと。

【様式2】

令和 年 月 日

【提出期限】 令和7年6月18日（水）15時まで

【提出先】 tenant2@jst.go.jp

国立研究開発法人科学技術振興機構

日本科学未来館 御中

## 参加希望届

件名 : 日本科学未来館 飲食提供事業者公募

この度、日本科学未来館における上記公募に参加を検討しておりますので、ここに参加希望届を提出いたします。

所在地 : \_\_\_\_\_

会社名 : \_\_\_\_\_

部署名 : \_\_\_\_\_

担当者名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : (TEL) \_\_\_\_\_

(E-mail) \_\_\_\_\_

以上

【様式3】

令和 年 月 日

【提出先】 [tenant2@jst.go.jp](mailto:tenant2@jst.go.jp)

国立研究開発法人科学技術振興機構  
日本科学未来館 御中

## 参加辞退届

件名 : 日本科学未来館 飲食提供事業者公募

この度、上記案件につきまして、令和 年 月 日付「参加希望届」を提出し、参加の検討をしてみりましたが、都合により参加を辞退いたします。

所在地 : \_\_\_\_\_

会社名 : \_\_\_\_\_

部署名 : \_\_\_\_\_

担当者名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : (TEL) \_\_\_\_\_

(E-mail) \_\_\_\_\_

以上